

新宿区高齢者理美容サービスのご案内

65歳以上で外出が困難な方等に、自宅への出張調髪・カットを行います。

■対象者

65歳以上で、次のいずれかに該当する在宅の方

- ① 要介護4・5の方
- ② 身体障害者手帳1・2級の方、または愛の手帳1・2度の方
- ③ 寝たきりと同様の状態で外出困難の方

■内容

年6回を上限に、ご自宅へ理容師・美容師が出張し、調髪・カットを行います。

【理容】調髪・顔剃り

【美容】カットのみ

- ※ 利用決定後にお渡しする申込連絡先に電話し、出張日時等を決定してください。
- ※ 洗髪・パーマ・白髪染め等は、含まれません。
- ※ 利用者の身体の状況等によっては、安全のため顔剃りをお断りする場合があります。

★年度途中で申請された場合、当該年度の利用上限回数は以下のとおりです。

申請月	4・5月	6・7月	8・9月	10・11月	12・1月	2・3月
利用上限回数	6回	5回	4回	3回	2回	1回

■費用

1回 2,000円



■必要な手続き

以下の窓口で、申請書にご記入いただくなど、必要な手続きをしてください。

- ・ 新宿区 福祉部 高齢者支援課 高齢者相談第一係・第二係
- ・ お近くの高齢者総合相談センター
- ・ お近くの特別出張所

【問合せ先】

新宿区 福祉部 高齢者支援課 高齢者支援係
電話：5273-4305（直通）
FAX：5272-0352